

様式第6号（第17条）

会 議 録

会 議 の 名 称		2 0 2 5 年 第4回 春日部市農業委員会総会			
開 催 日 時		令和7年4月25日（金）	開 会	午前10時00分	
			閉 会	午前11時18分	
開 催 場 所		春日部市役所本庁舎2階 201～203会議室			
議 長 氏 名		会長 市川 大倫			
出 席 者	農 業 委 員	（ 出席人数：19人 ）			
		1	川鍋 浩之	10	岡田 實
		2	飯島 優子	11	新井 久義
		3	齋藤 昭雄	12	加藤 富夫
		4	山崎 勇喜	13	池上 茂
		5	中山 雅博	14	森本 恒平
		6	岡本 勉	15	森住 武雄
		7	石山 法男	16	萩原 勝
		8	石川 勝也	17	伊藤 弘子
		9	水口 健二	18	石塚 郁志
	（ 欠席人数：なし ）				
	事 務 局	（ 出席人数：5人 ）			
		農業委員会事務局長 齋藤 綱紀		農業委員会事務局次長 溝口 通明	
		農地振興担当主幹 三浦 邦明		農地振興担当主査 西 真輝	
農地振興担当 主任 金子 昌行					
議 事 参 与	（ 出席人数：2人 ）				
	農業振興課長 浜村 三博		開発調整課長 松本 正彦		
次第及び公開、一部 公開、非公開の区分		日程1 農地法第3条（委員会）：公開 日程2 農地法第5条（知事）：公開 日程3 農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見について 日程4 議決事項の訂正について			

一部公開・非公開の 場合はその理由	☐ 要綱第3条第1号該当： ☐ 要綱第3条第2号該当： ☐ 要綱第3条第3号該当： ☐ 要綱第3条第4号該当：	
配 布 資 料	次第、総会資料	
会議録の作成方法	☐ 録音テープ等を使用した全文記録	
	☒ 録音テープ等を使用した要点記録	
	☐ 要点記録	
会議録署名の指定	議席番号	委員氏名
	1 4	森本 恒平
	1 5	森住 武雄
	1 6	萩原 勝

発 言 者	発言内容 ・ 決定事項
議長	ただ今から２０２５年第４回総会を開会いたします。 在任委員１９名が出席しておりますので、春日部市農業委員会会議規則第６条の規定により総会は成立いたします。 また、本日は議事参与者としまして、市長部局より環境経済部農業振興課、浜村三博課長、都市整備部開発調整課、松本正彦課長が出席しております。
議長	次に、運営委員会について伊藤委員長より報告がございます。
委員長	本日午前９時００分から運営委員会を開催いたしました。会議内容ですが、議題として (１) 農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見について (２) 「令和８年度県農地利用の最適化施策に関する意見」の提出の実施と意見集約への協力依頼について (３) 令和７年「緑の募金」運動の協力依頼について (５) 農地法等の改正点について 以上４項目についての協議と、その他、意見交換を行いました。
議長	ありがとうございました。 次に、農業振興審議会について議席番号６番岡本勉委員より報告がございます。
委員	議席番号６番岡本勉です。去る３月２６日水曜日、午後２時３０分から春日部市役所本庁舎２階２０１、２０２会議室において「令和６年度第２回 春日部市農業振興審議会」に出席いたしましたので報告いたします。 議事の内容ですが、諮問事項は３項目ございました。はじめに「農用地区域からの除外の申出について」７案件、次に「農用地区域の編入の申出について」１案件、次に「春日部農業振興地域の農業の振興に関する計画（２７号計画）」の定期的な検証に変更について５案件、それぞれ諮問があり、全ての案件が可決されました。 次に、報告事項として「令和６年度第１回春日部市農業振興審議会答申事項の経過について」１項目の報告があり、前回、審議のあった３案件について、令和７年２月２１日に農用地区域からの除外公告を行った、と事務局から報告がありました。
議長	ありがとうございました。
議長	本日の議題ですが、お手元の議案書のうち、前回の２０２５年第３回総会

	で継続審議となった日程 1「議案第 1 号、農地法第 3 条（委員会）」申請番号 1 9 番と同じく「議案第 1 号 農地法第 3 条（委員会）」申請番号 2 2 番は議案書発送後に取下げがありましたので、欠番となります。議案書から削除をお願いいたします。
議長	本日の議題は、 日程 1 議案第 1 号「農地法第 3 条（委員会）」1 議案 3 件 日程 2 議案第 2 号「農地法第 5 条（知事）」1 議案 6 件 日程 3 議案第 3 号「農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見について」1 議案 1 件 合計 3 議案となります。
議長	次に、会議規則第 3 5 条の規定により議事録に署名する委員を指名いたします。それでは議席番号 1 4 番森本恒平委員、1 5 番森住武雄委員、1 6 番萩原勝委員を指名いたします。
議長	議事に入る前に申し上げます。会議規則第 2 5 条の規定に基づき、発言の際は挙手のうえ、指名されてから起立して議席番号及び氏名を述べてから発言をお願いします。
議長	次に、事前審査の日程及び事前審査委員、農地利用最適化推進委員並びに議案の説明者につきましては、別紙一覧でお示しのとおりです。 次に、会議規則第 1 0 条の「農業委員は自己または同居の親族、若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない」に該当する議案がありますので、当該議案審議の際、一時退室をしていただきます。なお、次の議案審議に入る前には入室の確認をいたします。
議長	それでは議事にはいります。日程 1、議案第 1 号「農地法第 3 条（委員会）」を議題といたします。申請番号 1 1 番、2 0 番及び 2 1 番について事務局より説明を求めます。
事務局	議案書 1 頁をご覧ください。議案第 1 号「農地法第 3 条（委員会）」について許可申請が 3 件ありましたので、審議を求めます。 はじめに、申請番号 1 1 番、詳細は議案書のとおり。この案件は 2 0 2 5 年第 3 回総会からの継続審議案件で、譲受人保有農地の一部に建物が 2 棟建っており、不適切な農地利用がされているため、今後の改善の状況等について確認を行い、その結果を元に審議を再開するのが望ましいと継続審議となった案件です。その後、事務局より譲受人に対し、改善について指導と確認を行ってきましたが、本日現在、問題は解消されておりません。申請理由は

経営規模の拡大です。案内図は1頁、詳細図は2頁となります。スクリーンをご覧ください。申請地となります。ここでは稲作を行う計画です。次に農地法第3条調査書1頁をご覧ください。調査の結果、所有農地の一部に不適切な利用があることから、農地法第3条第2項1号に該当することとなります。また、農地法施行規則に基づく申請書が整っております。

次に、申請番号20番、詳細は議案書のとおり。申請理由は経営規模の拡大です。案内図は5頁、詳細図は6頁となります。スクリーンをご覧ください。申請地となります。ここでは稲作を行う計画です。次に農地法第3条調査書3頁をご覧ください。書類調査の結果、農地法第3条第2項各号に該当しないことを確認しました。また、農地法施行規則に基づく申請書が整っております。

次に、申請番号21番、詳細は議案書のとおり。申請理由は経営規模の拡大です。案内図は7頁、詳細図は8頁となります。スクリーンをご覧ください。申請地となります。ここではサツマイモとタマネギを作付ける計画です。次に農地法第3条調査書4頁をご覧ください。譲受人の居住地は千葉県野田市です。保有農地の状況について事務局が野田市農業委員会に確認したところ、申請人は保有農地の耕作を行っている、とのことでした。書類調査の結果、農地法第3条第2項各号に該当しないことを確認しました。また、農地法施行規則に基づく申請書が整っております。

議長

おはかりいたします。はじめに継続審査を担当していた委員から調査結果の報告を求め、次に推進委員より意見を求め、次に事前審査委員より報告を求めたいと思います。これにご異議ございませんか。

(なしの声あり)

議長

異議なしと認めます。はじめに、取り下げとなった申請番号19番について、継続審査を担当していた議席番号13番池上茂委員より調査結果と経緯の報告を求めます。

委員

議席番号13番池上茂です。申請番号19番について調査報告をします。本案件は3月総会からの継続審査案件であり、総会での意見は、譲受人に対し今後の農業経営等について確認を行い、その結果を元に、審議を再開するべきとの意見であったことから、令和7年4月16日水曜日に、市川農業委員会会長、伊藤会長職務代理、事務局職員4名と私の計7名で、譲受人と代理人に対し、聴き取り調査を行いましたので、その結果を報告します。

はじめに、譲受人に以前不耕作だった自宅南側の農地について尋ねたところ「現在は畝を作り、レモンやオレンジを植える計画」とのことでした。次に、譲受人が保有している1町6反の水田の耕作について誰が耕作している

	のか尋ねたところ「近くに住む親戚と友人が耕作している」とのことで、作業委託などの契約はないこと、耕作に必要な経費は「親戚が負担している」、作業の報酬などについては「支払っていない」とのことで、自ら耕作しているという回答は得られませんでした。次に、譲受人に対し申請地で作付を予定しているレモンやオレンジの果樹栽培について、誰が耕作するつもりか確認したところ「私自身が、親戚や協力者からの手助けを受けてやってみたいと思っている」との回答でした。以上の回答から事務局より譲受人に対し「現在保有している神間の農地で果樹栽培の実績を作ってから、再度、申請を行ったほうがよいのではないか」と提案したところ、譲受人と代理人ともに、その提案に前向きとなり、申請取り下げの意思を示しました。最後に、譲受人には取下申請を行うのであれば、今月 22 日火曜日までに提出するように伝え聴き取り会を終了いたしました。その後、事務局から、4 月 23 日水曜日に申請の取下書が提出された、と報告がありました。
議長	次に、申請番号 20 番について、担当地区の岩本利夫推進委員より意見を求めます。
推進委員	第 2 地区推進委員岩本利夫です。申請番号 20 番について報告いたします。令和 7 年 4 月 11 日に、市川農業委員会会長、石川農業委員、関根推進委員及び私の 4 名で申請地及び保有農地の現地調査等を実施しました。その結果、問題はなく、農地法第 2 条の 2 で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できました。以上のことから問題なし、と意見を述べ、報告いたします。
議長	次に、申請番号 21 番について、担当地区の金子正之推進委員より意見を求めます。
推進委員	第 4 地区推進委員の金子正之です。申請番号 21 番について報告いたします。令和 7 年 4 月 9 日に伊藤職務代理、岡本農業委員、森住農業委員、石山農業委員、上原推進委員、齋藤推進委員、横井推進委員及び私の 8 名で申請地及び保有農地の現地調査等を実施しました。申請地については問題ありませんでした。なお、保有農地は全て越谷市にある、と事務局から伺っておりますので、確認はしておりません。以上のことから、農地法第 2 条の 2 で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されているため問題なし、と意見を述べ、報告いたします。
議長	次に、事前審査委員より報告を求めます。議席番号 15 番森住武雄委員より申請番号 11 番について事前審査の報告を求めます。

委員	議席番号１５番森住武雄です。申請番号１１番について事前審査の報告をします。この案件は２０２５年第３回総会からの継続審議案件で、譲受人保有農地の一部に建物が２棟建っており、不適切な農地利用がされているため、今後の改善の状況等について確認を行い、その結果を元に審議を再開するのが望ましいと、継続審議となった案件です。その後、事務局職員が譲受人と保有農地の改善について何度も交渉を重ねてきましたが、譲受人からは当初、改善の意思はあったものの、現在は改善の見込みは得られなかったと報告を受けております。このように、農地法第２条の２で定める農地の農業上の適正かつ効率的な利用行われていないため、この案件については、事前審査委員４人の合議により不許可、と決しました。
議長	次に、議席番号１８番石塚郁志委員より申請番号２０番、２１番について事前審査の報告を求めます。
委員	議席番号１８番石塚郁志です。はじめに、申請番号２０番について事前審査の報告をします。申請地及び申請人保有農地について担当地区推進委員に意見を求めたところ、問題はなく、農地法第２条の２で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されている、と報告を受けました。以上のことから事前審査委員４人の合議により許可、と決しました。次に、申請番号２１番について事前審査の報告をします。申請地について担当地区推進委員に意見を求めたところ、問題はなく、農地法第２条の２で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されている、と報告を受けました。譲受人が市外に保有する農地については、事務局の調査により、耕作を行っている、と報告を受けております。以上のことから事前審査委員４人の合議により許可、と決しました。
議長	これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。 (質問、意見なし)
議長	質疑なしと認め、質疑を終結します。おはかりいたします。はじめに、申請番号１１番について事前審査委員より不許可、と報告がありました。 次に、申請番号２０番、２１番について事前審査委員より許可、と報告がありました。よって、はじめに申請番号１１番、次に申請番号２０番、２１番を別々に審議することに異議ございませんか。 (なしの声あり)
議長	異議なしと認め、採決にはいります。はじめに、申請番号１１番を事前審

	査委員の報告のとおり不許可、とすることに賛成の委員の起立を求めます。 (全員起立)
議長	起立全員です。よって、議案第1号「農地法第3条(委員会)」申請番号11番を事前審査委員の報告のとおり不許可、と決定しました。
議長	次に、申請番号20番、21番を事前審査委員の報告のとおり許可、とすることに賛成の委員の起立を求めます。 (全員起立)
議長	起立全員です。よって、議案第1号「農地法第3条(委員会)申請番号20番、21番を事前審査委員の報告のとおり許可、と決定しました。
議長	次に、日程2、議案第2号「農地法第5条(知事)」を議題といたします。申請番号15番から20番について事務局より説明を求めます。
事務局	議案書2頁をご覧ください。議案第2号「農地法第5条(知事)について」許可申請が6件ありましたので、審議を求めます。 はじめに、申請番号15番、使用貸借権設定。詳細は議案書のとおり。転用計画は農地改良工事で、申請地は地盤が低く水はけが悪いため、盛り土し、耕作しやすくする計画です。工事内容は現在の表土の上に耕作土を入れる客土Aの方法で行うとのことです。案内図は11頁、詳細図は12頁から13頁となります。スクリーンをご覧ください。申請地となります。農地改良後は蔬菜を作付ける計画です。工事期間は許可日から6か月間です。農地の転用については該当する土地改良区発行の支障無い旨の意見書が添付されています。資金計画については自己資金で、金融機関発行の残高証明書が添付されています。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えます。また、申請面積が30アール以上のため、農地法第5条第3項の規定に基づき農業委員会ネットワーク機構、一般社団法人埼玉県農業会議に意見を求めます。 次に申請番号16番、賃貸借権設定。詳細は議案書のとおり。申請法人は薬局を営営しており、転用計画は薬局の設置です。申請地近隣には現在、他社が営営する薬局がありますが、閉局するため、新たに薬局を設置する計画です。申請地には薬局の外、駐車場4台分及び自転車置き場を設置するとのことです。案内図は15頁、詳細図は16頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外については確認済です。農地の転用については該当する土地改良区発行の支障ない旨の意見書が添付されています。

被害防除措置としてコンクリートブロックを設置します。雨水は敷地内浸透処理のほか、オーバーフロー分は既設水路に放流予定で、該当する土地改良区の事前協議書が添付されています。生活排水は下水本管に区域外放流するため、市の制限行為許可書が添付されています。資金計画については自己資金で、金融機関発行の残高証明書が添付されています。農地転用に係る事業計画の内容が開発行為を伴うため、本申請と同時に開発申請手続きがされています。申請書は整い、農地区分は、水管、下水道管又はガス管のうち二種類以上が埋設されている道路の沿道の区域であつて、容易にこれらの施設の便益を享受することができ、かつ、申請に係る農地からおおむね500メートル以内に2つ以上の教育施設、医療施設その他の公共施設又は公益的施設が存する農地であり、第3種農地と考えます。

次に、申請番号17番、使用貸借権設定。詳細は議案書のとおり。申請理由は宅地の追認及び敷地の拡張です。昭和45年以前から利用している宅地の登記簿上の地目が農地であることが判明したため、追認を求めるものです。追認後は所有者から子へ使用貸借権を設定するため、農地法第5条申請となったものです。案内図は17頁、詳細図は18頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。昭和44年5月3日付け、国土地理院撮影の航空写真では、申請農地には庭が確認できます。農用地からの除外については確認済です。該当する土地改良区はありません。資金計画については工事不要のため、ありません。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は農振農用地です。

申請番号18番、使用貸借権設定。詳細は議案書のとおり。転用計画は自己用住宅を建築するため、市街化調整区域に長期居住する者の親族のための自己用住宅に該当します。隣接する非農地300㎡と併せて自己用住宅を建築する計画です。案内図は19頁、詳細図は20頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地ではないことを確認済です。農地の転用については該当する土地改良区発行の支障ない旨の意見書が添付されています。接続道路は西側の道路に接続しています。被害防除措置としてコンクリートブロックを設置します。雨水は敷地内浸透処理です。生活排水は合併処理浄化槽で処理後、既設道路側溝に排水する計画です。資金計画については金融機関からの融資で、金融機関発行の住宅ローン事前審査結果が添付されています。農地転用に係る事業計画の内容が開発行為を伴うため、本申請と同時に開発申請手続きがされています。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えます。

次に、議案書3頁、申請番号19番。賃貸借権設定。詳細は議案書のとおり。申請法人は運送業を営んでおり、転用計画は既存施設の拡張です。現在、申請地の隣地を既存の法人の事務所及び駐車場として賃借していますが、車両の出入口が狭いため、拡張して安全に車両を出入りさせる計画とのことです。案内図は21頁、詳細図は22頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。

	ください。農用地からの除外については確認済です。農地の転用については該当する土地改良区発行の支障ない旨の意見書が添付されています。被害防除措置としてコンクリートブロックが設置されています。資金計画については自己資金で、金融機関発行の残高証明書が添付されています。農地転用に係る事業計画の内容が開発行為を伴うため、本申請と同時に開発申請手続きがされています。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は農振農用地です。 次に、申請番号20番、使用貸借権設定。詳細は議案書のとおり。転用計画は農地改良工事で、申請者が代表を務める農業法人から依頼を受けて約13町分の苗床を作るため、盛り土する計画です。工事内容は現在の表土の上に耕作土を入れる客土Aの方法で行うとのことです。 案内図は23頁、詳細図は24頁から25頁となります。スクリーンをご覧ください。申請地となります。農地改良後はビニールハウスを作り、育苗する計画です。工事期間は許可日から6か月間です。該当する土地改良区はありません。資金計画については自己資金で、金融機関発行の残高証明書が添付されています。申請書は整い、農地区分は、農振農用地です。 また、申請面積が30アール以上のため、農地法第5条第3項の規定に基づき農業委員会ネットワーク機構、一般社団法人埼玉県農業会議に意見を求めます。
議長	次に、申請番号15番、18番について、担当地区の小川優推進委員より意見を求めます。
推進委員	第2地区推進委員の小川優です。はじめに申請番号15番について報告いたします。令和7年4月11日に川鍋農業委員、加藤農業委員及び私の3名で申請地及び保有農地の現地調査等を実施しましたところ、問題は無く、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できました。このようなことから問題なし、と意見を述べ、報告といたします。 次に申請番号18番について報告いたします。調査日時等は先ほどお示したとおりです。申請地及び保有農地等の現地調査を実施したところ、申請地は問題無いものの、保有農地のうち一部に砂利が敷かれ、駐車場として利用されていることを確認しました。以上のことから問題ありとして報告いたします。
議長	次に、申請番号17番について、担当地区の田口宏推進委員より意見を求めます。
推進委員	第1地区推進委員の田口宏です。申請番号17番について報告いたします。令和7年4月14日に、新井農業委員、森本農業委員及び私の3名で申

	請地及び保有農地の現地調査等を実施したところ、申請地は自宅敷地として利用され、また保有農地については問題は無く、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されておりました。また、申請人が他地区に保有する農地も問題は無かった、と担当地区の推進委員から事務局を経由して報告を得ております。以上のことから問題なし、と意見を述べ、報告いたします。
議長	次に、申請番号20番について、担当地区の岩本利夫推進委員より意見を求めます。
推進委員	第2地区推進委員の岩本宏です。申請番号20番について報告いたします。令和7年4月11日に、市川農業委員会会長、石川農業委員、関根推進委員及び私の4名で申請地及び保有農地の現地調査等を実施しました。その結果、問題は無く、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されておりました。また、申請人が他地区に保有する農地も問題は無かった、と担当地区の推進委員から事務局を経由して報告を得ております。以上のことから問題なし、と意見を述べ、報告いたします。
議長	次に、事前審査委員より報告を求めます。議席番号1番川鍋浩之委員より申請番号15番から20番の事前審査の報告を求めます。
委員	議席番号1番の川鍋浩之です。はじめに、申請番号15番について事前審査の報告をします。申請地及び申請人保有農地について担当地区推進委員に意見を求めたところ、問題は無く、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されている、との報告を受けました。次に、申請地の現地調査を実施したところ、問題は無く、周辺農地に及ぶ影響も無いと思われます。なお、事前審査の時点では申請書に添付すべき土地改良区の意見書がありませんでしたが、4月24日に提出があった、と事務局から報告を受けております。以上のことから、事前審査委員4人の合議により許可相当、とすることと決しました。 次に、申請番号16番について事前審査の報告をします。申請地の現地調査を実施したところ、問題は無く、周辺農地に及ぶ影響も無いと思われます。なお、事前審査の時点では申請書に添付すべき排水にかかる市の制限行為許可書がありませんでしたが、4月24日に提出があった、と事務局から報告を受けております。以上のことから、事前審査委員4人の合議により許可相当、とすることと決しました。 次に、申請番号17番について事前審査の報告をします。申請地及び申請人保有農地について担当地区推進委員に意見を求めたところ、申請地は住宅敷地として利用されていること、また保有農地は問題は無く、農地法第2条

の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されている、との報告を受けました。申請地の現地調査を実施したところ、問題は無く、周辺農地に及ぶ影響も無いと思われます。申請についても問題は無いことから、事前審査委員4人の合議により許可相当、とすることと決しました。

次に、申請番号18番について報告します。申請地及び申請人保有農地について担当地区推進委員に意見を求めたところ、保有農地のうち2筆が駐車場として利用されており、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていない、との報告を受けました。その後、事務局の指導により「近日中に改善する」との回答があったため、事前審査における現地調査を実施したところ、大半は農地に復しているものの、別の駐車場への進入路となる部分は改善されていないことを確認しました。その際に、改善されていない部分についても指導を行いました。その後、23日水曜日に私が確認したところ、事前審査の際には駐車場の進入路となっていた部分も全て農地に復しておりました。このようなことから問題は全て解決されたため、事前審査委員4人の合議により許可相当、とすることと決しました。

次に、申請番号19番について事前審査の報告をします。申請地の現地調査を実施したところ、問題は無く、周辺農地に及ぶ影響も無いと思われます。申請についても問題は無いことから、事前審査委員4人の合議により許可相当、とすることと決しました。

次に、申請番号20番について事前審査の報告をします。申請地及び申請人保有農地について担当地区推進委員に意見を求めたところ、問題は無く、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されている、との報告を受けました。申請地の現地調査を実施したところ、問題は無く、周辺農地に及ぶ影響も無いと思われます。事務局の説明によれば、農地改良後の土地利用は苗床を作り、育苗するとのことですが、依頼を受けている法人が所有する農地面積と比べてもやや大きいのではないかと、いう意見がありました。以上のことから、埼玉県審査にあたっては、農地改良の面積の妥当性を十分精査することを条件とし、事前審査委員4人の合議により許可相当、とすることと決しました。

議長 これより質疑を求めます。発言のある方は挙手を願います。

委員 発言を求めます。

議長 岡田委員、発言を許します。

委員 議席番号12番、岡田實です。はじめに、農地改良を行う案件は申請番号15番と20番ですが、これらの工事を行う事業者は農地改良の実績がある

	のかどうかお伺いします。次に、申請番号２０番についてお尋ねします。貸人の保有農地には耕作をされていない土地があると思いますが、事務局の見解をお伺いします。
議長	事務局、答弁をお願いします。
事務局	はい、議長。ただいまの質問にお答えいたします。農地改良工事の実績でございますが、申請書や手持ちの資料では確認できませんが、申請に添付された法人登記簿では建設業の記載があることから問題はないもの、と考えております。
事務局	はい、議長、発言を求めます。
議長	事務局、発言を許します。
事務局	先ほどの答弁に補足いたします。岡田委員の２つ目の質問にあった法人の農地改良工事の実績でございますが、申請番号２０番の法人については令和２年に工事を行ったという許可書の写しをいただいております。
委員	はい、議長、発言を求めます。
議長	岡田委員、発言を許します。
委員	続けて質問いたします。農地改良工事について以前許可書が出ている、という回答ですが、農地改良については県から要綱が示されているので、それらを工事業者に理解してもらうよう、十分指導していくことが必要だと考えています。事務局の考えをお伺いします。
議長	事務局、答弁をお願いします。
事務局	申請番号１５の工事業者でございますが、以前市内の農地を取得した農地所有適格法人の母体の法人です。そのため問題はないものと考えております。次に、農地改良への指導についてですが、県が要綱を定めているので、この要綱に基づいた図面を申請時に提出しています。その図面どおり施工し、農地改良工事が終わった後には完了届の提出とともに現地の確認を行います。その確認の段階で土量についても東部環境事務所の検査がありますので、施工においては担保ができるものと考えております。
議長	事務局、委員からの２点目の質問についても答弁をお願いします。

事務局	お答えいたします。委員がご指摘の農地は、以前は砂利が積まれ、重機が置かれるなど不適切な農地利用があった場所です。しかし指導を行った結果、砂利は撤去され、重機は移動し、耕作はされていないものの、いつでも作付ができるよう保全管理されており、状況は改善されている、という認識でございます。
議長	岡田委員、いかがですか。
委員	貸人は旧庄和地区をはじめ多くの農地を保有している方です。今後も保有農地の状況について見ていき、良くない点があったら事務局に相談したいと考えております。
議長	その他に質疑を求めます。発言のある方は挙手を願います。 (質問、意見なし)
議長	質疑なしと認め、質疑を終結します。おはかりいたします。はじめに、申請番号20番について事前審査委員より許可相当とし、条件を付する必要がある、と報告がありました。次に、申請番号15番から19番について事前審査委員より許可相当、と報告がありました。よって、はじめに申請番号20番を、次に申請番号15番から19番を別々に審議することに異議ございませんか。 (なしの声あり)
議長	異議なしと認めます。採決にはいります。はじめに、申請番号20番を許可相当とし、ただし条件を付することに賛成の委員の起立を求めます。 (全員起立)
議長	起立全員です。よって、議案第2号「農地法第5条(知事)」、申請番号20番を事前審査委員の報告のとおり許可相当とし、ただし意見書に条件を付して県知事に送付いたします。また、申請番号20番については農地法第5条第3項の規定に基づき、農業委員会ネットワーク機構「一般社団法人 埼玉県農業会議」の意見を付した上で県知事に送付いたします。
議長	次に、申請番号15番から19番を事前審査委員の報告のとおり許可相当、とすることに賛成の委員の起立を求めます。

	(全員起立)
議長	起立全員です。よって、議案第2号「農地法第5条(知事)」申請番号15番から19番を許可相当、と意見を付して、県知事に送付いたします。また、申請番号15番については農地法第5条第3項の規定に基づき、農業委員会ネットワーク機構「一般社団法人 埼玉県農業会議」の意見を付した上で県知事に送付いたします。
議長	次に、日程3、議案第3号「農用地利用集積等促進計画(案)」に関する意見について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。
事務局	議案書4頁をご覧ください。議案第3号「農用地利用集積等促進計画(案)」に関する意見について」ご説明いたします。春日部市長より農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、農用地利用集積等促進計画の案について意見を求められたので、審議を求めるものです。3月25日に農業委員に説明し、4月8日まで意見の聴取を依頼しましたが意見はありませんでした。よって、議案書5頁のとおり春日部市長あて回答してよいか、ご審議お願いいたします。
議長	本案のうち、計画申請番号2番については農業委員会会議規則第10条の規定により議事参与の制限に該当いたしますので、計画申請番号1番及び3番から79番と別々に審議いたします。はじめに、計画申請番号2番の審議を行いますので該当する委員に一時退室を求めます。金子正之推進委員は退室をお願いいたします。この際、暫時休憩いたします。 (休憩) (金子推進委員 退室)
議長	休憩前に引き続き、会議を再開します。これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。 (質問、意見なし)
議長	質疑なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。計画申請番号2番を原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。 (全員起立)
議長	起立全員です。よって、議案第3号「農用地利用集積等促進計画(案)」に

	関する意見について」計画申請番号２番については原案のとおり決定する、ことと決しました。この際、暫時休憩いたします。 それでは、委員の入室をお願いします。 (休憩) (金子推進委員 入室)
議長	休憩前に引き続き、会議を再開します。次に、計画申請番号１番及び３番から７９番の審議を行います。これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。 (質問、意見なし)
議長	質疑なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。計画申請番号１番及び３番から７９番を原案のとおり決定することについて、賛成の委員の起立を求めます。 (全員起立)
議長	起立全員です。よって、議案第３号「農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見について」計画申請番号１番及び３番から７９番については原案のとおり決定する、ことと決しました。先程決定した計画申請番号２番を含め、この結果は春日部市長に送付いたします。
議長	次に、伊藤運営委員長から発言を求められておりますので、これを許します。
委員長	本日午前９時００分から開催した運営委員会の議題のうち (４) 議決事項の訂正について を議案第４号とし、追加議案として農業委員会総会に諮ることと決定いたしました。
議長	只今、運営委員長から追加議案の審議について報告がありました。おはかりいたします。先ほどの報告のとおり本日の日程に追加し、直ちに議題としたいと思います。これにご異議ございませんか。 (なしの声あり)
議長	異議なしと認めます。よって本日の日程に追加し、直ちに議題とすることと決しました。事務局より追加議案目録の配布をお願いします。この際、暫

	時休憩いたします。 (追加議案目録の配布)
議長	休憩前に引き続き、会議を再開します。ただいま配布した追加議案目録及び次のページの議事日程のとおり、 日程 4、議案第 4 号「議決事項の訂正について」 1 議案 1 件 を日程に追加し、審議を再開します。
議長	日程 4、議案第 4 号「議決事項の訂正について」を議題といたします。このことについて、事務局より説明を求めます。
事務局	追加議案目録の 3 頁をご覧ください。議案第 4 号「議決事項の訂正について」審議を求めます。これは、2025 年第 3 回総会において議決された議案第 1 号「農地法第 3 条（委員会）」申請番号 17 番について、正しくは登記簿地目及び現況地目を「畑」と表記すべきところ、誤って「田」と表記し議決を経てしまったことから、訂正の議決を求めるものです。なお、詳細について説明いたします。この案件は申請書の表記も地目は「田」でしたが、申請書に添付された登記簿謄本には地目変更を経て「畑」であることが記載されておりました。このことを確認せずに議案書を作成し、議決をいただいたもので、事務局の誤りでございます。申し訳ございませんでした。その他の事項については前回第 3 回総会において説明したとおりで変更はありません。説明は以上でございます。
議長	これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。 (質問、意見なし)
議長	質疑なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。議案第 4 号「議決事項の訂正について」を原案のとおり決定することに、賛成の委員の起立を求めます。 (全員起立)
議長	起立全員です。よって、議案第 4 号「議決事項の訂正について」を原案のとおり決定しました。 次に、追加議案目録の 2 ページをご覧ください。 日程 5 報告第 1 号「農地法第 4 条（届出）」

	日程 6 報告第 2 号「農地法第 5 条（届出）」 日程 7 報告第 3 号「農地法第 6 条（農地所有適格法人の報告）」 日程 8 報告第 4 号「農地法第 18 条（通知）」 日程 9 報告第 5 号「違反転用事案報告について」 につきましては、議案書の 12 頁から 23 頁にお示しのとおりです。
議長	次に、配布資料につきましては、お手元の資料のとおりです。
議長	次に、その他でございますが、何かありますか。
委員	はい、議長。
議長	岡田委員、発言を許します。
委員	議席番号 10 番岡田實です。はじめに日程 7、報告第 3 号「農地法第 6 条（農地所有適格法人の報告）」の議案書 17 頁から 18 頁の農地所有適格法人要件確認書についてお伺いします。議案書 18 頁にある「農業・農作業従事者の状況」の欄は「否」にマルがされております。この場合、農地所有適格法人の要件を満たさなくなるなど何らかの問題があるのかどうかお伺いします。次に、日程 9、報告第 5 号「違反転用事案報告について」お伺いします。これらの事案について、農業委員・推進委員は今後どのように対応していったらいいのかお伺いします。
議長	事務局、答弁をお願いいたします。
事務局	岡田委員のご質問にお答えいたします。議案書 18 頁にある「農業・農作業従事者の状況」の欄でございますが、「否」にマルがあるのは印刷の誤りでございます。正しくは「適」の欄にマルでございます。申し訳ございませんでした。
事務局	はい、議長。
議長	事務局、発言を許します。
事務局	違反転用への対応についてお答えいたします。現在、毎月行っている農地パトロールで、担当地区内に所在する違反地の現状確認を行っていただいております。違反地については県の事務処理要領の中で市町村の農業委員会は違反地について現状の確認と把握、及び指導に務めるよう定められております。そのことから当農業委員会では定期的な確認と年 1 回の文書による指導

	を行っております。このことについては今月の農地パトロールでもご説明差し上げております。
委員	違反地の指導は年1回の文書指導では甘いと考えております。今後も県と連携しながらしっかりした対応が必要ではないかと考えております。
議長	ほかに何かありますか。
議長	次に、次回日程及び次回事前審査につきましては、事務連絡にてお示しのとおりです。
議長	本日の議案の審議ならびに報告等はすべて終了いたしました。
議長	以上をもちまして、2025年第4回総会を閉会いたします。
	閉会（午前11時18分）

議事の顚末・概要を記載し、その相違なきことを証するためここに署名する。

令和7年 月 日

署名者の職・氏名

議 長 会 長 _____

農業委員 14番 _____

農業委員 15番 _____

農業委員 16番 _____